

指定管理者取消催告書

平成 18 年 12 月 12 日

〒060-0002

札幌市中央区北2条西3丁目1番地

越山ビル6階 すがさわ法律事務所

tel 011-233-2777 / fax 011-233-2778

弁護士 菅 澤 紀 生

北海道知事 高橋 はるみ 殿

第1 催告の趣旨

- 1 北海道立市民活動促進センターにつき、平成 18 年 3 月、財団法人北海道地域活動振興協会が指定管理者として指定され、同年 4 月より、同施設を運営しているが、その指定を取消すよう催告する。
- 2 上記催告についての道の検討結果を、当職まで通知するよう求める。

第2 催告の原因

- 1 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(以下「条例」という。)第 12 条2項(3)では、「指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき」は、知事等は、指定管理者の指定を取消すことができるとされている。
- 2 また、北海道立市民活動促進センター指定管理者公募要領第 6 項1「指定又は指定の対象からの除外」(10 ページ)では、「ク 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと道が認めた場合」、指定を取消す場合がある、と記載されている。
- 3 道警旭川方面本部捜査課、深川署は、平成 18 年 12 月 6 日、財団法人北海道地域活動振興協会理事長である河野順吉を、深川市発注の小学校改築工事をめぐる官製談合事件で、特定業者に落札させるよう市幹部に指示したとして、逮捕した。新聞報道によれば、同人は容疑を認めているとされる(北海道新聞同年 12 月 7 日)。
- 4 そもそも、北海道立市民活動促進センター指定管理者選定過程については、選定基準による加点の結果では、特定非営利活動法人北海道 NPO サポートセンターが上回っていたにも関わらず、結果的に財団法人北海道地域活動振興協会が指定管理者として選定されたことにつき、疑義があり、当職は、同サポートセンターの代理人として選定委員会の議事録の一部開示請求に対し、異議手続を申立て、現在、情報公開審査手続が進行中である(平成 18 年 7 月 19 日付けでなされた「平成 18 年 7 月 4 日付道文第 1037 号で行った公文書一部開示決定処分」に対する異議申立事案)。
- 5 上記選定過程の疑義を全く考慮しないとしても、財団の理事長が逮捕されたという事実は、それだけで、「著しく社会的信用を損なう行為等」にあたり、「申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと評価される。すなわち、理事長は、財団の代表権を有しており、理事長の行為は、即財団の行為と評価されることは、例えば株式会社の代表取締役社長が業務外で不祥事を犯し、会社の社会的信用を毀損した場合に、取締役の責任を波及されることと全く同じである。したがって、たとえ、理事長河野が、深川市長としての立場で犯罪を行っていたのであっても、理事長としての代表権がある以上、財団自体の社会的信用を損なう行為となるのである。
- 6 したがって、条例第 12 条2項(3)「指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき」に該当するので、当該指定管理者指定を取消すよう催告するとともに、上記情報公開審査の限りで利害関係を有するので、当該検討結果を通知することを求める。